

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八千四百万円減少することにした。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<http://www.asa-epn.jp/ir/00001425/7mcd/>

令和八年四月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一
二〇
エムケーシックス特定目的会社
取締役 栗国 正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三千四百万円減少することにした。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<http://www.asa-epn.jp/ir/00001426/qz63/>

令和八年四月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一
二〇
エムケーセブン特定目的会社
取締役 栗国 正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四千九百万円減少することにした。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<http://www.asa-epn.jp/ir/00001427/g2s3/>

令和八年四月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一
二〇
エムケーエイト特定目的会社
取締役 栗国 正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三千七百万円減少することにした。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<http://www.asa-epn.jp/ir/00001428/93cn/>

令和八年四月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一
二〇
エムケーナイン特定目的会社
取締役 栗国 正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三千七百万円減少することにした。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<http://www.asa-epn.jp/ir/00001429/d2r6/>

令和八年四月二十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二番一〇一
二〇
エムケーテン特定目的会社
取締役 栗国 正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億四千万円減少することにした。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終の貸借対照表の開示状況は次の通りです。

<https://www.kaikai-home.com/axes/0112/index.html>

令和八年四月二十七日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーク
ヒルズ仙石山森タワー四〇階
Eagle Holding 特定目的会社
取締役 高橋 法彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を千九百八十六万円減少することにした。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.kaikai-home.com/axes/0100/index.html>

令和八年四月二十七日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーク
ヒルズ仙石山森タワー四〇階
アプレフ・ジャパン・ワン特定目的会社
取締役 ベネット佳恵子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二千八百三十万円減少することにした。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<https://www.kaikai-home.com/axes/0101/index.html>

令和八年四月二十七日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アーク
ヒルズ仙石山森タワー四〇階
アプレフ・ジャパン・ツー特定目的会社
取締役 ベネット佳恵子

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九条に基づき、優先資本金の額を金七千九百万円減少することにした。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報
掲載の日付 令和八年四月十四日
掲載頁 七十五頁（号外第八十七号）
令和八年四月二十七日
東京都千代田区霞が関三丁目二番五号
Hera 特定目的会社
取締役 田中 雅勝

債権申出の公告（第二回）

当規約型確定給付企業年金は、令和八年三月三十一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は本公告第一回掲載（令和八年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年四月二十七日

埼玉県上尾市大字平塚字西原七五三番地
BXティール株式会社確定給付企業年金
（旧BX鐵矢株式会社分）
清算人 田畑 浩之

債権申出の催告（第二回）

当社規約型企業年金は、令和八年四月一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有するものは本公告第一回掲載（令和八年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年四月二十七日

兵庫県加古川市野口町古大内五一〇
東レKPFイルム株式会社
規約型確定給付企業年金清算人 吉田 敏朗

債権申出の公告（第三回）

当規約型確定給付企業年金は、令和八年三月三十一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和八年四月二十七日

東京都千代田区九段北四丁目一番七号
株式会社プラスト確定給付企業年金
清算人 鈴木 規郎

訂正公告

令和八年四月二十一掲載の左記会社に係る組織変更公告中、「株式会社協伸LCC」とあるは「株式会社協伸LCC」の誤りにつき訂正します。

令和八年四月二十七日

香川県三豊市豊中町下高野一四四五番地一
代表社員 筒井 和俊
合同会社協伸

正 誤

ページ段 行 誤 正
平成二十五年三月二十七日（号外第六十二号）
公布総務省令第二十一号（消防法施行規則の一部を改正する省令）
（原稿誤り）

一 三下 二 遮断機構 遮断機構
令和七年三月三十一日（号外第七十一号）公布
総務省令第二十二号（住民基本台帳法施行規則及び住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令の一部を改正する省令）
（原稿誤り）

六七 改正後欄次項 次項に
令和八年四月一日（号外特第十九号）総務省告示第六十七号（地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件の一部を改正する件）
（印刷誤り）

七 一六以降 以後